介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会	
第45回（R8.11.16）	資料３

社保審－介護給付費分科会	資料５－１
第276回（R８.11.20）	

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の結果について（案）

令和８年度介護従事者処遇状況等調査の概要

○　調査の目的　　介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。

○　調査対象等

・　調査対象　　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所

・　抽出方法　　層化無作為抽出法により抽出

・　調査時期等

	（参考）令和7年度調査	令和8年度調査
調査時期	令和7年7月 （令和6年9月と令和7年7月の給与等を調査）	令和8年7月 （令和7年7月と令和8年7月の給与等を調査）
調査客対数	15，000施設・事業所	16，769施設・事業所
有効回答数	3，666施設・事業所	9，219施設・事業所
有効回答率	24．4%	55．0%

注）令和7年度調査は、令和7年度老人保健健康増進等事業「介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査研究事業」（（株）三菱総合研究所）の結果より老健局老人保健課で作成

令和８年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント①

○　**介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護従事者（月給・常勤の者）の平均給与額**(※１)については、令和７年７月と令和８年７月を比較すると**１６，７１０円の増（＋４．９%）**となっている。

※　介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額については、１６，６９０円の増（＋５．０%）となっており、令和７年度の調査結果を上回っている（令和６年９月と令和７年７月を比較すると６，８４０円の増（＋２．０%））。

○　また、**基本給等**(※２)について、令和７年７月と令和８年７月を比較すると**１０，９６０円の増（＋４．１%）**となっている。

※　介護職員（月給・常勤の者）の基本給等については、１１，１３０円の増（＋４．４%）となっており、令和７年度の調査結果を上回っている（令和６年９月と令和７年７月を比較すると６，１３０円の増（＋２．５%））。

介護職員等処遇改善加算取得	令和７年７月	令和８年７月	差　額
介護従事者の平均給与額（月給・常勤の者）	**３４３，０００円**	**３５９，７１０円**	**＋１６，７１０円**
介護職員の平均給与額（月給・常勤の者）	３３２，０００円	３４８，６９０円	＋１６，６９０円
介護従事者の基本給等（月給・常勤の者）	**２６４，８７０円**	**２７５，８３０円**	**＋１０，９６０円**
介護職員の基本給等（月給・常勤の者）	２５２，９４０円	２６４，０７０円	＋１１，１３０円

※１　平均給与額 ＝ 基本給（月額）＋ 手当 ＋ 一時金（４～７月の支給金額の１／６。賞与等含む。）
※２　基本給等 ＝ 基本給（月額） ＋ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
※３　金額は１０円未満を四捨五入している。
※４　調査対象となった施設・事業所に、令和７年度と令和８年度ともに在籍している介護職員の給与（定昇込み）について比較している。

令和8年度の加算の取得状況	本調査（R8．7時点）	参考）事業所台帳情報※
介護職員等処遇改善加算　総数	96．1%	95．8%
① 加算（Ⅰ）イ	9．3%	8．3%
② 加算（Ⅰ）ロ	36．8%	39．3%
③ 加算（Ⅱ）イ	12．3%	11．3%
④ 加算（Ⅱ）ロ	24．0%	25．8%
⑤ 加算（Ⅲ）	10．3%	8．6%
⑥ 加算（Ⅳ）	3．5%	2．6%
介護職員等処遇改善加算 ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援	70．9%	71．6%

※　令和８年６月サービス提供に係る事業所・施設の申請に基づく事業所台帳情報のデータを用いて老健局老人保健課により作成

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップにより対応	49．2%
賞与等の引き上げまたは新設	40．7%
定期昇給	39．6%
既存の各種手当の引き上げ	25．7%
各種手当の新設	14．9%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位４つを掲載	
事務作業が煩雑	39．3%
算定要件を達成できない	19．2%
申請業務ができる職員がいない	15．5%
法人内の医療機関等における給与等の引き上げ状況を考慮した	10．8%

給与等を引き上げた理由（複数回答）※引き上げる予定の場合も含む	
令和７年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の補助金を踏まえて引き上げた	51．1%
令和８年度介護報酬改定を踏まえて引き上げた	55．2%

令和８年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント②

○　介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所において、ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を明確に分けて把握しているのは４，１４１施設・事業所（回答施設・事業所の約５割）であった。
○　それらの施設・事業所におけるベースアップによる賃金改善額の平均額は**７，６００円**であり、それらの施設・事業所における介護従事者の基本給等を用いて**ベースアップ率を計算すると、２．９％**となっている。

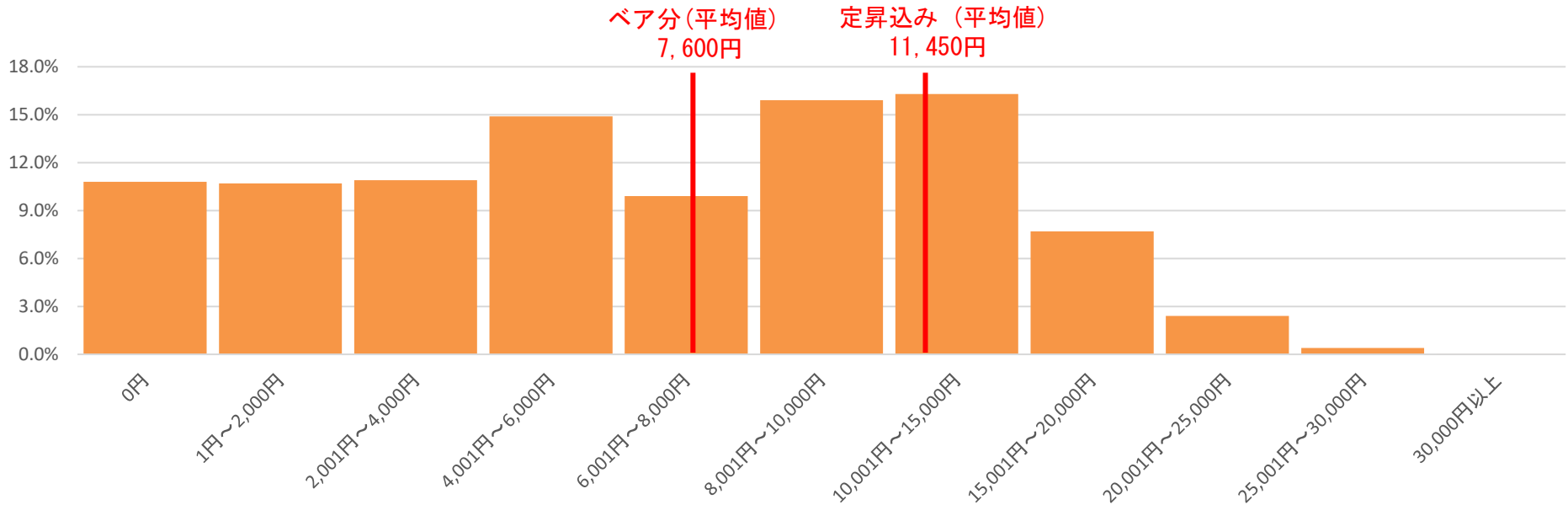
■令和８年度に行ったベースアップによる賃金改善の状況（介護従事者）

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率
介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所	6,584	10，960円（4．1%）

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率	ベア分（※）
ベアによる賃金改善額と定昇による賃金改善額を分けて把握している施設・事業所	4,141	11，450円（4．3%）	7，600円（2．9%）

※「ベア分」は、基本給等（基本給（月額）＋手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない））の増加額であり、金額は１０円未満を四捨五入している。

■ベースアップによる賃金改善額の分布



※　「ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を分けて把握している」と回答した施設・事業所の集計

令和８年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント③

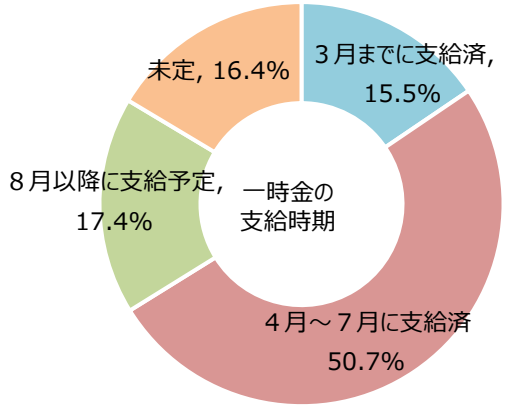
○　「令和７年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」の補助金を申請したのは６，７４４施設・事業所であり、今回の調査対象施設・事業所のうち７３．２%が申請している。
○　人件費の改善に充てた施設・事業所について、人件費の改善に充てる所要額から常勤換算介護職員１人あたりの金額を算出すると、支給額は７３，７８０円となっている。
○　補助金の申請をした施設・事業所のうち、職場環境改善経費に充てた施設・事業所は２３．２%となっている。

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況	
申請済み	73．2%
申請していない	22．7%

常勤換算職員１人当たりの人件費改善額	
介護職員	７３，７８０円
介護職員以外	７８，１７０円

※　職場環境改善経費に充てる所要額について、常勤換算介護職員１人あたりの金額を算出すると、１，２１０円となっている。

人件費改善の実施方法（複数回答）	
一時金（賞与や毎月決まって支払われる手当以外の手当）の支給	81．5%
基本給または毎月決まって支払われる手当の引き上げ	32．9%



介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請を行わない理由（複数回答） ※上位３つを掲載	
事務作業が煩雑	27．9%
本事業のことを知らなかった	17．8%
申請業務ができる職員がいない	13．1%

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請を行わない理由（複数回答） ※上位３つを掲載 ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援	
事務作業が煩雑	28．5%
ケアプランデータ連携システムに加入していない、あるいは加入することの誓約により申請できることをしらなかった	20．2%
申請業務ができる職員がいない	11．8%

補助金を職場環境改善経費に充当した施設・事業所の割合と使途別の施設・事業所事業所割合（複数回答）			
職場環境の改善	うち研修費	うち介護助手等の募集経費	うちその他
２３．２%	１４．５%	６．６%	８．８%